破産手続廃止

平成２０年（フ）第１６３５１号
東京都大田区鵜の木３丁目23番18号
破産者　株式会社小池製作所
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０４３２号
静岡県静岡市葵区瀬名３丁目34―38―301、開始決定時の住所神奈川県横浜市南区前里町４丁目92
破産者　佐野　　剛
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０６５４号
千葉県市川市島尻１―44―1202
破産者　藤村　佳成
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３０２８号
茨城県取手市米ノ井160番地の12
破産者　有限会社大薗
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３０２９号
茨城県取手市米ノ井160―12
破産者　大薗　清輝
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３０３０号
茨城県取手市米ノ井160―12
破産者　大薗美千代
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２６５８号
神奈川県横浜市保土ケ谷区今井町412―５―1206
破産者　伊海　　保
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２７８１号
東京都国分寺市日吉町１丁目13―18
破産者　宮崎　慎一
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２８７４号
神奈川県横浜市港南区最戸１丁目11―11―605
破産者　高　　正勝
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３０２４号
東京都江東区亀戸３丁目17―12―401
破産者　佐藤　吉信
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３５７号
島根県安来市荒島町1823―５
破産者　山本　利幸
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３８２号
東京都練馬区関町北２丁目23―４
破産者　中根　勝美（旧姓久保）
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７８９号
神奈川県厚木市戸室１丁目３―８―201
破産者　梅田　秀夫
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７９８号
東京都荒川区南千住５―41―14、開始決定時の住所東京都荒川区東日暮里６丁目32―19
破産者　平山相元こと　申　　相元
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０４２号
千葉県市川市新田５丁目１番２号
破産者　有限会社ハウスジャパン
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０４３号
東京都江戸川区中葛西２丁目９―15―503
破産者　五字　　隆
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２１２号
埼玉県北本市石戸５丁目366
破産者　種市　芳広
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４４７７号
東京都新宿区西落合４丁目１番５号
破産者　有限会社コスモスルー
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４５７５号
東京都千代田区神田須田町２丁目４番地、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田多町２丁目４番地
破産者　株式会社ワイド
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４５７６号
埼玉県蕨市北町４丁目２―16
破産者　青木　　豊
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６０５号
千葉県千葉市稲毛区小仲台８丁目26―13―306
破産者　川股慶一郎
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７２３号
福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字宮ノ西4123番地
破産者　有限会社島影商店
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部